㈦　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

㈧　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき㈦の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。

㈨　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

㈩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

㈪　本業務に事業協同組合として証明書を提出した場合、その構成員は単体として証明書等を提出することはできない。

㈫　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

㈬　実績に関する要件　平成20年度以降に、元請けとして、下記(I)及び(II)の要件を満たす契約期間が連続365日以上の役務等の実績があること。なお、(I)と(II)は別契約の実績でも構わないが、それぞれが連続365日以上の役務等の実績であること。

(I)　1,000人以上の利用者が存在するネットワーク環境及びシステム環境について、運用支援をしたものであること。

(II)　WindowsをＯＳとしたサーバ及びパソコンの両方について、運用支援をしたものであること。

㈭　技術者資格に関する要件　当業務に関し、業務管理責任者が下記に掲げる資格要件の(I)(i)必須資格及び(ii)のいずれかの資格保有者、かつ、(II)実務経験を有することを証明した者であること。

(I)　資格要件

(i)　必須資格：ＩＴＩＬファウンデーション以上（Ｖ３以降）

(ii)ａ．技術士（電気電子部門、情報工学部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「情報工学」とするものに限る））

ｂ．情報処理技術者（ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、システム監査技術者の内いずれか（注１））

ｃ．情報処理安全確保支援士（注１）

ｄ．ＰＭＰ（Project Management Professional）

ｅ．ＩＴコーディネータ以上

ｆ．ＩＳＭＳ審査員資格以上

(II)　実務経験　本業務と類似する業務（注２）の技術者として、業務に従事した期間が１業務で365日以上の実務経験を有する者とする。

（注１）旧資格の同等レベルも含む。

（注２）本業務と類似する業務とは、平成20年度以降に、下記ｉ）及びii）の要件を満たす連続365日以上の役務等をいう。なお、ｉ）とii）は別契約の実績でも構わないが、それぞれが連続365日以上の役務等であること。

ｉ）1,000人以上の利用者が存在するネットワーク環境及びシステム環境について、運用支援をしたものであること。

ii）WindowsをＯＳとしたサーバ及びパソコンの両方について、運用支援をしたものであること。

㈮　緊急時の対応に関する要件　当業務に関し、以下の緊急時の対応の体制が確保されていることを証明した者であること。

【緊急時の対応の体制確保】

(i)　監督職員からの24時間連絡系統を確保すること。

(ii)　業務管理責任者、現場管理責任者又は担当技術者のうち少なくとも１名は、関東地方整備局（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１さいたま新都心合同庁舎２号館）から直線距離で60㎞以内に居住地がある者を配置すること。なお、現場管理責任者・担当技術者の場合は、仕様書別紙－１の必要要件を満たすこと。

㈯　複数事業者による共同入札に関する要件

１）複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

２）共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

３）共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

４）共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。

５）予定される第三者が、当該入札に参加しようとする複数の応札者間で重複していないこと。重複して申請している場合は、競争参加資格を認めない。

６）入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(I)　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ii)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(ii)において同じ。）の関係にある場合

(ii)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(II)　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(i)については、会社法（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(i)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ｉ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv）組合の理事

v）その他業務を執行する者であってｉ）からiv）までに掲げる者に準ずる者